

石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則

平成十八年六月三十日
規則第四十四号

(趣旨)

第一条 この規則は、石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例（平成十八年石川県条例第三十二号。以下本則において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定業務)

第二条 条例第一条に規定する特定業務（以下「特定業務」という。）は、小児科、産科、麻酔科又は外科の診療に常時従事する業務とする。

（平二〇規則一三・平二二規則二五・一部改正）

(指定医療機関)

第三条 条例第二条第一項に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）は、特定業務に従事する医師が不足する県内の地域に所在し、かつ、県、市町又は地方公共団体の組合が開設する病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。）のうち、知事が別に定めるものとする。

2 知事は、前項の規定により指定医療機関を定めたときは、これを告示するものとする。

(貸与の申請)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者（以下「貸与申請者」という。）は、別記様式第一号による申請書に、大学の学長若しくは学部長又は大学院の学長若しくは研究科の長が作成した別記様式第二号による推薦調書その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(貸与の決定等)

第五条 修学資金の貸与を受ける者の選考は、前条の規定により提出された書類の審査の方法により、又は必要に応じ面接その他の方法を併用して、行う。

2 知事は、前項の規定による審査の結果に基づき、修学資金を貸与することが適当であると認めた者については修学資金を貸与することを、修学資金を貸与することが適当でないと認めた者については修学資金を貸与しないことをそれぞれ決定し、書面によりその旨を当該貸与申請者に通知するものとする。

(保証人)

第六条 貸与申請者は、二人の保証人を立てなければならない。

2 前項の保証人は、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 第一項の保証人は、修学資金の貸与を受けた者と連帯して修学資金の返還の債務を負担するものとする。

(貸与契約の締結等)

第七条 知事は、第五条第二項の規定により修学資金の貸与の決定を受けた者と、その者に修学資金を貸与する旨の契約（以下「貸与契約」という。）を締結するものとする。

2 知事は、条例第五条の規定により修学資金の貸与を取り消したときは、貸与契約を解除するものとする。

(貸与の方法)

第八条 修学資金は、貸与契約に定める期間について、毎月一月分ずつ貸与する方法により行うものとする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(借用証書)

第九条 第七条第一項の規定により知事と貸与契約を締結した者(以下「修学生」という。)は、その貸与契約に係る修学資金の最後の交付を受けた日から七日以内に、別記様式第三号による借用証書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第七条第二項の規定により知事が貸与契約を解除したときは、修学生は、当該解除の日までに交付を受けた修学資金(前項の規定により借用証書を提出したものを除く。)について、当該解除の日から七日以内に前項の借用証書を知事に提出しなければならない。

(返還の債務の裁量免除の適用)

第九条の二 修学資金の貸与を受けた者が県内の医療機関において臨床研修を受けている場合には、臨床研修を特定業務とみなして、条例第八条の規定を適用する。この場合において、同条中「指定医療機関における医師として特定業務に従事している間」とあるのは、「県内の医療機関において臨床研修を受けている間」とする。

(返還の債務の免除の手続)

第十条 条例第六条又は第八条(前条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により修学資金の返還の債務の免除を受けようとする者(次項において「免除申請者」という。)は、別記様式第四号による申請書に、条例第六条第一項各号若しくは第二項に規定する場合に該当するに至ったこと又は条例第八条に規定する事由が生じたことを証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請に基づき修学資金の返還の債務の免除を決定したときは、書面によりその旨を当該免除申請者に通知するものとする。

(返還の債務の履行の猶予の手続)

第十一条 条例第九条の規定により修学資金の返還の債務の履行の猶予を受けようとする者は、別記様式第五号による申請書に、同条に規定する事由があることを証明する書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による申請に基づき知事が修学資金の返還の債務の履行を猶予した場合について準用する。

(届出)

第十二条 修学生は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、別記様式第六号による届出書に、当該各号に定める事由があることを証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は住所を変更したとき。
- 二 退学したとき。
- 三 修学に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。
- 四 休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- 五 復学したとき。
- 六 修学資金の貸与を受けることを辞退するとき。

- 七 保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき、又は保証人が死亡し、若しくは保証人に破産手続開始の決定その他保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 修学資金の貸与を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに、別記様式第六号による届出書に、当該各号に定める事由があることを証明する書類を添えて、その旨を知事に届け出なければならない。
- 一 前項第一号から第五号まで及び第七号に定める事由に該当するとき。
 - 二 大学を卒業したとき又は大学院の課程を修了したとき。
 - 三 医師となったとき（大学生修学資金の貸与を受けた者に限る。）。
 - 四 臨床研修を開始し、中止し、若しくは修了し、又は休止し、若しくは再開したとき（大学生修学資金の貸与を受けた者に限る。）。
 - 五 指定医療機関における医師として特定業務に従事したとき又は従事しなくなったとき。
- 3 前項に規定する場合のほか、修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月十五日までに、四月一日における就学又は就業の状況を別記様式第七号による届出書により知事に届け出なければならない。
- 4 保証人は、修学生又は修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、速やかに別記様式第八号による届出書により、その旨を知事に届け出なければならない。

（特定業務の従事期間の計算）

第十三条 条例第六条第一項第一号及び第二号に規定する指定医療機関における医師として特定業務に従事した期間を計算する場合には、当該特定業務に従事した日の属する月から当該特定業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。ただし、当該特定業務に従事しなくなった日の属する月において、再び当該特定業務に従事したときは、その月を一月として算入するものとする。

- 2 前項の規定により特定業務に従事した期間を計算する場合において、当該期間中に、休職又は停職の期間があるときは、休職又は停職の期間の開始の日の属する月から休職又は停職の期間の終了の日の属する月までの月数を控除するものとする。ただし、休職又は停職の期間が終了した月において再び休職又は停職の期間が開始したときは、その月を一月として控除するものとする。

（補則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、修学資金の貸与について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成十八年四月一日から適用する。
- 2 石川県へき地勤務医師等修学資金貸与条例施行規則（昭和四十九年石川県規則第四十七号）は、廃止する。

附 則（平成二十年三月三十一日規則第十三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年五月二十六日規則第二十五号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月二十五日規則第十二号）

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日規則第十二号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の石川県地域医療支援医師修学資金貸与条例施行規則の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。